

平成17年 4月 1日

環境問題対策協議会

## 鉛散弾回収等の助成事業実施要綱の制定について

(社)日本猟用資材工業会(以下工業会という)と(社)全日本指定射撃場協会(以下全射協という)及び、(社)日本火薬銃砲商組合連合会(以下日火連という)は、環境問題対策協議会を設立し、射撃場の環境問題等に適切に対処するため、下記のとおり「鉛散弾回収等の助成事業実施要綱」を制定する。

## 鉛散弾回収等の助成事業実施要綱

(目的)

第 1 条 射撃場の環境問題に対処するため、鉛散弾の回収等を積極的に推進し、歴史ある射撃競技の発展と、訓練射撃の場所を提供することにより地域社会への貢献及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(助成)

第 2 条 射撃場に排出される鉛散弾の回収等を促進するため、申請のあった射撃場について審査のうえ、助成を行う。

(2) 助成対象は、射撃場の環境保全工事費用等とする。

(3) 助成は、別に定める対象工事費用の助成率と上限額を設定して行う。

(任務)

第 3 条 環境問題対策協議会(以下協議会という)は、助成の対象射撃場の選定及び助成の内容等について決定する。

(2) 環境問題運営委員会(以下委員会という)は、助成の対象射撃場の選定及び助成の内容等について調査検討し、協議会に答申する。調査は、原則として現地調査を伴うものとする。

(構成)

第 4 条 協議会は、工業会と全射協及び日火連で構成する。

(2) 委員会は、工業会と全射協及び日火連で構成する。

(申請)

第 5 条 鉛散弾回収等に伴う助成に係る申請は、原則として全射協を通じて行うものとする。

(2) 申請に必要な書類は、様式(1)の申請書、工事計画書、工事見積書(複数)とする。

(審査)

第 6 条 協議会は、委員会の答申に基づき審査を行い、対象射撃場の選定及び助成の内容等について決定する。

(2) 審査基準は、別に定める。

(請求)

第 7 条 助成の請求は、原則として全射協を通じて行うものとする。

(2) 助成の請求に必要な書類は、様式(2)の工事結果報告書、工事費用請求書(写)、請求書とする。

(様式の制定)

第 8 条 申請に必要な書類、請求に必要な書類及びその他必要な書類については、別に定める。

(支払い)

第 9 条 委員会は、提出された請求に必要な書類等の審査を行い、助成金の支払いについて決定する。審査は、現地の工事結果確認を伴うものとする。

(2) 助成金の支払いは、工業会から対象射撃場に直接支払うものとする。

(報告義務)

第 10 条 助成を受けた射撃場は、以後5年間、年に1回、当該射撃場からの廃水について、その水質基準を報告しなければならない。

(基金の拠出及び管理)

第 11 条 鉛散弾の回収等を促進するための助成に関する基金の拠出及び管理等については、別に定める。

(その他)

第 12 条 この実施要綱に疑義、問題及び支障が生じたときは、関係者により協議し、解決する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規定は、平成 17年 4月 1日から施行する。

鉛散弾回収助成事業関係組織表

環境問題対策協議会（対策協議会）	
構成	
工業会	理事運営委員会＋特別委員長 6名
全射協	会長、副会長、専務 4名
日火連	会長、副会長、専務 4名
計	14名
役割	
運営委員会より答申のある事項について審議し助成内容等の決定をする	

環境問題運営委員会（運営委員会）	
構成	
工業会	専務＋特別委員 7名
全射協	専務 1名
日火連	専務 1名
計	9名
役割	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の市場対応・広報、</li> <li>・助成射撃場の募集案内</li> <li>・回収及び設備の調査・研究・試験計画等の原案を確認</li> <li>・申請射撃場の事前調査を実施、結果を対策協議会へ答申</li> <li>・工事完了射撃場の確認</li> </ul>	

全射協環境委員会	
構成	
全射協	会長
	副会長
	副会長
	専務理事
計	4名

工業会環境問題特別委員会（特別委員会）	
構成	
工業会	特別委員＋専務 7名
計	7名
役割	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の市場対応・広報</li> <li>・助成射撃場の募集案内</li> <li>・回収及び設備の調査・研究・試験計画等の原案を作成</li> <li>・助成金の支払い</li> </ul>	

日火連環境委員会	
----------	--

平成17年 8月

射撃場管理者 各位

環境問題対策協議会

鉛散弾回収等の助成事業の実施について

拝啓 時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り誠に有難く厚くお礼申し上げます。

さて、射撃場に排出される鉛散弾に係る環境問題に関しましては、現在、全国で14箇所の公営射撃場（合計射面数：52）が閉鎖・休業状態となっていることからもお解かりの通り、これ以上、手を拱いて放置しておける状態ではありません。

これまで、射撃場の鉛散弾に係る環境保全策につきましては、種々、議論が重ねられてきましたが、今後のクレ射撃競技の維持発展を期するには、「鉛散弾の回収」と「鉛散弾を回収し易くする設備」及び「射撃場からの排水浄化装置」の三本柱の構築が必須の条件と考えられます。現に、国際射撃スポーツ連盟(ISSF)が開催するW杯や、オリンピック会場では、鉛散弾の飛散を防止するネットの設営や、土中への埋没を防止するためのシートの敷設等が行われています。現在、環境保全対策のできない産業が世の中から抹殺されていくように、スポーツ競技も例外ではなく、同様のことが求められています。

散弾銃を使って競技するクレ射撃は、当然のことながら、散弾銃を発射することができる射撃場がなくては成り立ちません。その意味で、射撃場の休業・閉鎖は、即、クレ射撃競技の衰退に繋がります。古い伝統があって、国体やW杯及びオリンピックにまで採用されているクレ射撃の永続は関係者の願いであり、責務でもあります。

以上のことから、この度、3団体で構成する「環境問題対策協議会」を立ち上げ、標記の「鉛散弾回収等の助成事業」を実施することと致しました。実施要綱、審査基準、助成率・助成金上限、申請様式等の資料を同封致しましたので、趣旨をよくご理解戴き申請して下さるようお願い申し上げます。

尚、本年度は事業の初年度でもあり、助成申請期間に余裕がありませんでしたが、来年度からは、早い時期のご案内を予定しておりますので何卒ご諒承くださるようお願い致します。

また、この助成事業を実施するに先立ち、助成事業の一環として、各射撃場の排水・水質検査を当協議会が別紙要領により受託することと致しましたので、併せてご検討くださるようご案内申し上げます。

まずは取り急ぎ書面を以ってご案内申し上げます。

敬具

(同封資料)

1. 鉛散弾回収等の助成事業実施要綱
2. 鉛散弾回収等の助成事業の助成率と上限額
3. 鉛散弾回収等の助成事業の審査基準
4. 鉛散弾回収等の事業助成金申請書
5. 鉛散弾回収等の工事完了報告書
6. 平成17年度鉛散弾回収助成金の申請の手引き
7. 射撃場排水・水質検査実施要領

(※) 4, 5の用紙はコピーしてご使用ください。

環境問題対策協議会

(社) 日本猟用資材工業会  
(社) 全日本指定射撃場協会  
(社) 日本火薬銃砲商組合連合会